

組合員等持分払戻(譲受)請求書

滞 納 者			住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不申告 加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	納 期 限	
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円		
					法律による金額 円			法律による金額 円			
					法律による金額 円			法律による金額 円			
					法律による金額 円			法律による金額 円			
					法律による金額 円			法律による金額 円			
合 計		円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)									
払戻 (譲 受)請 求す る持 分	持 分 の 種 類								口 数		
予告年月日				年 月 日							
<p>貴組合(金庫)の持分は、その譲渡については貴組合(金庫)の承諾が必要である(中小企業等協同組合法第17条第1項、信用金庫法第15条第1項)ため、美唄市長が 年 月 日に差し押さえた上記の持分については、その譲渡につき法律に制限があり譲渡することができない場合に該当し、換価することができません。また、年 月 日現在、上記滞納者は他に上記の市税等に充てるべき十分な財産を有しておらず、滞納者の財産に滞納処分を執行してもなお当該市税等に不足すると認められることから、国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、貴組合(金庫)に対し、先に予告した上記滞納者の持分の払戻し(譲受け)の請求をします。</p> <p>(根拠法令—国税徴収法第74条第1項)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">美唄市長 印</p> <p>〔 組合等の 名 称 及び代表者 〕 様</p>											

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 この請求書は、「予告年月日」欄を除き、あらかじめ「組合員等持分払戻(譲受)予告書」と併せて複写により作成し、予告期間経過後に使用するものであること。